

いへば、守護地頭及其他の御家人なり。土地についでいへば、莊園私領恩地なり。されば京都の月卿雲客、國司領家及び國衙は、此外なりしと考ふるべし。然れども、幕府の權力増進すると共に、此範圍も次第に廣まれり。而して尤も速かに擴まりたるは、刑事上の權力の及ぶ範圍なり。之れ國家の生命に關するものなれば、自己の權力を永久ならしめんには、必ず此權力を保存せざるべからざる也。民事と雖、當時京都の權力衰へて、訴訟起るも之を處置すること能はざりしかば、人民自ら幕府の裁判に依頼するやうなりしが如し。右に擧げたる二通の假字御書によりて、之を知ることを得べし。即ち刑事は守護の職權より、全國に及びたるなり。但し民事に至りては、重に御家人の領地にのみ、及びたるが如し。當時民事と稱するものは、大抵家督相續結婚離婚養子等にして、此等のことは一として、土地のことゝ密接の關係を有せざるはなし。故に幕府は朝廷進止の領地に於ける、民事を裁判する能はざりしは、當時一般の定りなりし也。(未完)

## 雜 錄

## 豐 太 閤 名 護 屋 陣 由 來

## 一、征韓以前外交一斑

教授 武 藤 虎 太

文永弘安の間蒙古の軍船三千五百餘隻變軍十餘萬趙宋討滅の餘威を以て來り我に擬之高麗より來て我西陲と犯す其意必勝を期す鎮西將士規畫經營宜を得大に邀へて海上に戰ふ會々颶風一夜大に起り海水激蕩賊の軍艦を覆没す蒙漢の軍死するもの實に十萬七千餘人其生て還る者僅に三人邊海の風濤

自ら靜にきて玄海灘上雲霧全く歛る

是より外交の事姑く跡を我史上に絶ちしが南北朝の頃に及び蒙古政を失ひ國家大に亂る吳主朱元璋國亂に乘し自立きて王と爲り國號を明と改め使を四隣列國に遣はして曰く

朕肇基江左。掃群維定華夏。臣民推戴既主中國。建國號曰大明。建元洪武。頃者克平元都。疆宇大同。

既承正統。方與遠邇。相好于無事。以共享太平之福。惟爾四夷君長酋帥等邈邇未聞。故茲詔示。想宜知悉。

意氣昂然自ら四裔を壓す而して我征西府拒で納れず是より彼我の往復應答頗る頻繁なりしも征西府懷良親王は菊池等臣僚と共に常に其衝に當り務て國家の体面を重じ以て富強を裝ひ未だ嘗て臣妾を稱せざりしが元中九年大内義弘南北兩統迭立の議を立て神器北朝に歸するに及び遂に北朝の天下となり足利氏獨り權を專にし財政上の必要に迫られ私に朱明と交通し枉て臣妾を稱す是に於てか彼は自稱して皇帝と云ひ而して足利氏を封するには王爵を以てし本邦の山を封するに壽安鎮國の名を以てし殆ど蕃屬の看を爲すされば義滿の憂するや恭獻王の諡を賜ふ當時南朝の君臣此を論して

日本小國と雖開闢以來異朝の爵を受しことなし義滿か時に及で異朝に臣と稱することは日本の恥なりと云々殊號事略  
南方紀傳

當時義士憤慨の狀想見すべきなり

若夫れ朝鮮に至ては神代以來本邦と通交し神功の征韓以來全く帝國の版圖に歸するもの數百年土酋王建亂に乘し其地を一統し高麗と號す蒙古の來犯すや建の孫王諶爲に府を設け船を造り國內の兵勇を盡して先導す蒙古の軍敗るに及び高麗國亦敗れ國內兵亂に乘して李成桂其主禡昌及び瑤を廢す悉

く王氏の族を海に沈め篡立して王と稱し國號を朝鮮と改め明の藩屏と爲り應永廿六年明兵と共に兵船數百を率て猝に我對馬嶋を襲ふ九州諸族宗氏を援け撃て之を敗り賊二將を擒にす實に彼れ世宗の時なり

看聞御記○皇代畧記○文正年代記  
談陣瑣錄○芝峰類說

顧ふに本邦上古以來三韓支那との交渉頗る繁煩なり然れども外國の來寇常に多く我朝より軍を出て征するは上代は暫く措き神功の征韓以後未だ之れ有らず固より九州四國邊海の民彼地を犯し所謂倭寇と稱するものは南北朝以來頗る盛なるも未だ本邦より公然征外の師を興せしこと有らず然れども明韓の關係既に彼か如し苟も英偉奇傑の士其間に出るあらば豈に一生を黙々不爲の間に過さんや必ずや撥亂反正、一世の智勇を推倒し萬古の心胸を開拓する掀天擲地の大事業を爲すもの有らん而して之の希望を滿したるは實に前關白太政大臣豐臣秀吉其人なりとす知らず秀吉は那邊より此雄絶快絶の事業を爲さんとの希望を貽と出またるぞ

三、秀吉征外意思

豐臣秀吉は尾州愛智郡中村の人、初め右大臣織田信長に事へ其部將と爲る智勇兼備り大に信長の親任する所たり嘗て曰く此大氣漢、之をして唐土天竺を伐たしむるも亦必ずしも辞せずと信長中原に起り首に京師に朝し父信秀以來尊王の志深く宮闕を修め神社を營み一旦大業成るに垂んとして光秀の爲に弑せらる秀吉會々備中の高松に在り毛利氏を攻む報を得て馳せ歸り山崎の一戦全く之を征服し遂に織田氏に代り天下に號令し六十六州を一統して關白太政大臣と爲り天下兵馬の權を握る是に於てか征外の事あり

是より先天正十五年是時に當り嶋津義久屢は四隣を攻略し雄を鎮西に稱す秀吉人を遣はし兵を息ま

しむるも従ハテ大閤記、九州記、薩藩舊記是に於て三月乃ち軍を發し將士に謂て曰く吾れ力を唐土南蠻に伸へん

と欲す鎮西の如きは畿甸と同きのみ然るに薩人險を恃み命に抗す是れ自ら敗亡を招くのみ小早川什書、黒田文書

即ち將士を督して進む是より先豊後の大友宗麟嶋津氏に迫られ援を秀吉に請ふ龍造寺、鍋嶋等皆降

り嶋津義久剃髮して降を乞ひ薩隅は其生國なるを以て之を賜はり其身は京都に在るべしとて質を委

して降る即ち其攻略する所の肥後を佐々成政に筑前を小早川隆景に筑後を毛利秀包立花宗茂に豊前

を黒田長政森吉成に賜ふ大閤記、九州記、島津家記、毛利家記、黒田家記、立花家記、妙滿寺文書而して對馬の嶋主宗義調等陣に詣り謁を修む秀

吉義調に謂て曰く朝鮮鄰境に在り久しく聘禮を闕く汝其れ使を朝鮮國王に遣はし我京師に朝せまひ

べしと松平義行文書、生駒文書太閤征外の意其由來する所深く且つ遠きを見るべし且つ夫れ秀吉既に四ヶ月を以

て九州を平げ亂旋の途中肥後の八代より北淺野氏養、女杉原氏廳に贈りたる書に妙滿寺文書

昨日薩摩の國より肥後の國まで引申候間御心易く候へく候六月五日頃に筑前國博多まで參り可申

候是は早々半分引申候大坂へは半分道にて候博多にて普請申附六月中にて五分七月は十日頃に大

坂へ歸り可申候御心易く候へく候

壹岐對馬の國まで人質を出し隨身申事又高麗の方まで日本の内裏へ隨身可申よし早船を仕立申遣

はせ候隨身不申候ハ、來年成敗可申よし申遣せ候唐國まで手に入れ吾等一期の中に申附く可く候

さげすみを致し候へは一段骨折れ申候今度の陣に年寄り早やく、白髪多く出來申候て抜き申事も

入り不申候御目に懸り候ハ、ん事恥かしをもじへばうりは不苦と存候へども迷惑に候

是の如く太閤征外の意思は早く已に此時に決せり然るに清正朝鮮記及び其他普通の書には天正十九

年九月八幡太郎即ち捨君三歳にして夭せまより加藤清正等の説を用ひ齣散の爲り吊合戦を爲せりと

云ひ朝鮮征伐記には初め毛利征伐の時一旦信長に一二年の租を得て征韓し封邑を彼地に賜はらんと云ひしより是に至りしと云へり新井白石ハ秀吉既に天下を一統し内部諸侯の銳鋒を他に向けて搏噬の災を嫁えたるなりと(彼のマセドン王フエリッブの兵を外に出せしが如きなり)云ひ諸説紛々たりと雖も要するに秀吉征外の念は業已に成竹有りしものゝ如し且夫れ博多より箱崎に至るや軍を箱崎八幡に駐ひ時會ま盛夏、乃ち白砂青松の間に納涼し遠く海天を望み唐土も間近に在るの感を起し歌を詠して曰く豐鏡

もろこまもかくやは涼し西の海の波路吹來る風に問はゝや

なへて世に仰く神風吹そひてひゝき涼まき箱崎のまつ

又太閤記に載する歌に曰く

千歳をもたゝみ入れとる箱崎の松に花さく折に逢はゝや

其慨然として歌を詠したる風丰想見すべきなり折しも長崎の頭人等秀吉の凱旋を祝し箱崎に來り謁す秀吉其舉止の禮を失せるを見て之を詰る蓋し夙に南蠻と交通し切支丹宗を奉し神社佛閣を破却し恣に取捌を爲すとの旨を聞き不届至極なりとて頭人を追還し切支丹に寺領を與ふるの非なるを咎め大村民部より長崎の地を奪ひ直に藤堂佐渡守高虎を長崎に派し伴天連二名信徒二十人を磔し嚴に禁教の令を下す異國往來略譜、接善年表、長崎實錄大成、憲教類典、其略に曰

一日本は神國也邪法を廣む可らず

二神社佛閣を破却し猥に領地を與ふを禁ず

三十廿日以内宣教師を放還すべし庇保するものは罪に處す

四黒船は賣買の爲に來るもの故暫く之を許す

五佛敎の妨を爲さざるものは商人は勿論他人も外國交通を許す

是れ此の一舉意外にも秀吉の對外政策を鞏固にし磊々たる其の意氣奮に唐土三韓唐土に止まらず南蠻西域迄も秀吉の眼中には更に介する所無きなり嗚呼秀吉征外の一舉其の淵源する所管に夫れ淺薄ならんや

是に於て軍を引て大坂に歸る妙滿寺文書  
豐鏡太閤記

### 三、日韓應答

對馬嶋主宗義調既に秀吉の命を受け天正十五年使を朝鮮に派遣し王李暎に諭す而して李暎更に答へ

松平義行文書  
陰峰野史別錄 斯て義調病て卒せしかば秀吉更に書を其子義智に授け朝鮮王に諭さしむ宗氏家記、交鄰  
物語、朝鮮往還

日記、懲  
誦 時に朝鮮の典翰李滉は當時の碩儒なり上書して信義を日本に失ふ可らざるを陳す右贊成李珥

は經筵に侍し軍備の忽にす可らざるを述べ然れども李暎位に在る久しく漸く政に怠る殊に李滉、李珥

珥卒て後は左右の侍臣専ら其意を迎へ且つ夫人金氏寵あり佞臣と結托し八道人心大に叛き遁れて

日本に走るものあり而して李暎更に意とせず斯て十六年春義智其臣袖谷康廣懲誦錄  
作摘姓をして書を齎ら

之朝鮮に使す康廣時に年五十餘容貌魁岸過る所の旅舎必ず上室に居く而して沿道の人民槍を持し路

を夾み軍容を示す康廣仁同を過るとき槍を執るものを睥睨一喝して曰く如何と汝輩槍柄の短きやと

斯て尙州に至れば牧使宋應洞迎て餐す妓樂列を爲す應洞の衰白を見て康廣謂けるは吾れ數年干戈の

中に在り鬚髮皆白し貴下妓女の間在り憂ふる所なし何を而して皓白なるやと斯て禮曹判書の宴に

て酒酣なるとき康廣胡椒を筵上に散す妓争て之を取る復た偏次なし是に於て康廣館に就き歎して曰

く汝か國亡びん紀綱已に毀る亡びずまて何をか待たんと斯て康廣歸り朝鮮の答書を致す而して書に水路迷暗なるを以て之を辞すとありて使を遣はさず秀吉其使命を全ふせざるを以て怒て之を族滅し

懲惡錄

更に義智を遣はす十七年夏琉球王尙寧款を納る斯て秀吉は朝鮮の事依違決せざるを怒り加藤

小西等九國の兵を發し意を決して之を征せんとす宗義智曰く臣躬自ら往て彼をして來聘せしむべし

請ふ暫く之を待てとて部將柳川調信及び僧玄蘇と朝鮮に赴く而まて行長は其將嶋井宗室をして共に

往かしむ松平義行文書、宗氏家譜、古簡雜纂朝鮮大に驚きしも或は通信の不可を説き或は明に告て之を決すべしと云ひ或

ハ秀吉の意虚喝なりとし依違決せず義智之を促すこと頻なり朝鮮大に窘み遂に嘗て亂民の日本に遣

れ居るものを遠さば信使を送らんと乞ふ義智之を諾し數日ならずして捕へ至る朝鮮喜び之を城外に

斬る而して通信の議は猶決せず而るに廷臣は多く先づ信使を發し動靜を窺ふべしと云ふ是に於て文

臣黃允吉、金誠一等を遣はし我邦に遣す懲惡錄、國朝實錄、寧齋雜記十八年夏義智に伴ひ對馬に來り七月京師に至り

紫野大德寺に館す三藏院記、勸修寺晴豐記僧承兌、靈三、周保、永哲等之に接す互に詩賦を以て應答す彼の使者許晟

賦して曰善隣國寶後記博陸功成仰玉宮、加威海内富才雄、時迎正使萬人敵、世有明君六合同、動靜起居餘聖業、詩文酬

唱顯神工、朝鮮第一江山景、盡在佳篇句々中、

我僧永哲和して曰

遠涉鯨波朝帝宮、看來盡是世英雄、宴安懷與俗人異、邂逅情兼舊友同、容貌巖然倫正少、語聲難

弁律詩工、扶桑六十朝鮮國、都在我公掌握中、

金誠一の詩に

一葉庭橋涼氣新、寄遊莫恨後青春、彌天道力真難測、立地花開慰遠賓、  
黃允吉の詩に

一向還知意味真、更投佳句見精神、人生海內同天化、願把心肝直置親、

十一月秀吉朝鮮の信使を聚樂第に引見す國寶後記太閤 秀吉烏帽子を戴き黒袍を被り三重の席に坐えて

南面す懲惡錄 右大臣菊亭晴季、大納言勸修寺晴豐、大納言中山親綱、新大納言日野輝資、等列坐す晴豐記

允吉等堂に上り書を致す曰妙法院文書、善隣國寶後記、朝鮮征伐記

遠傳大王一統六十餘州、雖欲速講信修睦以敦鄰好、恐道路湮晦、使君行李有淹滯之憂、是以多年思而

止矣、今遣黃允吉金誠一許箴三使、以致賀辭自此以往、鄰好出于他上幸甚、進以良馬二匹鞍子二面大

鷹子十五聯青斜十張、虎皮豹皮各二十五張、豹皮心虎皮邊狹皮裏阿多介一座、及人參白米黑麻布白

苧布白綿紬、紅綿紬、彩花席滿花方席清密梅松子各若干、

即ち彼使を座せしめ五種の饌を供之前大納言飛鳥井雅春、中納言宇喜多秀家伴食す盤上饅頭密柑を

置て之に酒を飲ましめ偏く從官隸僕に及ぶ晴豐記 頃くして秀吉内に入り便服して小兒を抱て出て堂

中に徘徊す坐者皆俯伏す、尋て檻外を望み朝鮮の樂工を召し盛に衆樂を奏せしめて聽き之に小兒衣

上に溺す秀吉笑て侍者を呼ぶ一女聲に應して來る即ち其兒を授け他衣に更む皆意を肆にして自得し

傍ら人無きが如し即ち正副使に銀四百兩宛其他賜與差あり懲惡錄 彼使者留められんことを懼れ遽に

發して堺浦に至る。秀吉即ち答書を附し不日大明を攻め四百餘州を我朝の風俗に易へ我皇の政治を

萬斯年に傳へんとす是れ吾方寸の中に在り貴國宜く先驅すべきなりと國寶後記、朝鮮征伐記、野史別錄 十九年調信玄蘇

彼使を護送して朝鮮に至る朝鮮王以下群臣爭ふて狀を問ふ允吉、許箴等は秀吉必ず來るべしと云ひ



誠一は必ず來らざるべしと云ひ群臣或は允吉を主とし或は誠一を主とす遂に事を明に報す斯て調信玄蘇將に歸らんとするや王暎之に謂はしめて曰く日本を以て大明を伐つは蠡の巨海を測り蜂の龜背を整すに異らずと交鄰物語是に於て秀吉大に怒り遂に意を決して討征玄先つ朝鮮より始む朝鮮征伐記

四、出征の準備

是の如く秀吉は一面に於ては類に朝鮮と交渉せしめ而て内には北條氏政氏直の朝覲せざるを以て十八年三月諸將を會し吾れ先つ關東を平げ然る後海を渡り唐を伐たんとて豐鏡、太閤記、全、兵制考十七萬の兵を率て京師を出て家康信雄等の兵を合し諸州に戰ふ七月五日氏直遂に降る乃ち氏政をして自殺せしめ氏直を高野山に縱つ翌年泉州堺に移され三十歳にして死す此際伊達政宗ハ葦名最上諸氏と争ひ諸方を略せしも歸服の得策たるを知り遂に降る佐竹里見那須結城等關東奥羽の將士は小田原の役前後に伏す乃ち土地を諸將に分與し奥州白川に入りて京師に凱旋し十九年奥羽全く定る

斯る處に朝鮮王無禮の答言を得て秀吉大に憤り出征の準備を爲し令を下して曰く東常陸より西四國九州に至り北は秋田より以西、中國の地に至る迄は十萬石毎に大船二隻を製し其工費は先つ半額を與へ落成の後全額を與ふべし津々浦々の民は百戸毎に十人の丁男を課し水手とす、人別二人扶持を給ふ太閤記更に諸將に命し各兵船を造らしむ九鬼嘉隆數百艘を伊勢浦に造る其最も大なるを日本丸と稱す朝鮮征伐記九州四國中國は特に船路に便なるを以て明年正月先鋒進て朝鮮に入り二月三月の間に餘軍は悉く海を濟るべし若夫れ東北諸國船に便ならざるものは陸路より先つ名護屋に屯し命を待て進航すべし朝鮮征伐記、豐臣秀吉譜而して諸將の兵員は

(九州四國)

一萬石毎に六百人

(中國及紀伊地方)

一萬石毎に五百人

(畿内)

一萬石毎に四百人

(近江、美濃、尾張、伊勢)

一萬石毎に三百五十人

(遠江、參河、駿河、伊豆、及若狹、能登地方)

一萬石毎に三百人

(甲斐相模以東及  
の越後出羽地方)

一萬石毎に二百人 太閤記

とし特に樓船二隻を造り自己の用船とし一は塗るに黒漆を以ては一は光明朱を以て玄鳳凰丸孔雀丸

の名を命し皆金銀を装ひ花卉を描く光彩眩曜前代未聞なりと云ふ 鹿苑日録、平塚瀧後書翰  
池田正樹書留

斯て十九年夏義智ハ又釜山に赴き邊將に諭し秀吉の必ず來るを告げ釜山居留の我民をえて漸次該地

を引拂ハえめ還て狀を具し朝鮮八道の圖を獻す九月秀吉令を諸將に傳へ唐土征伐のこと明年季春朔

を以て發程の期とすべし抑も古來本邦俊傑の士有るも未だ今日の如く海内統一せしことは有らず汝

等宜しく器械鞍馬より齎らす所の兵仗に至る迄金銀を鏤め虎豹の皮に裏み務めて精美ならしむべし

疎敵を以て軍威を損する勿れ高麗王は既に歸嚮の意を表す彼地を行くには法を犯し民を犯す勿れ漢

土の地大にして我邦の比に非ずと雖も人智備はらざる勿く且つ余の威力を以てす何事か成らざらん

加藤小西黒田等ハ九州の兵を以て先發せよ毛利及び四國諸家之に次げとて小西以下十軍を定め別に

一軍合計十一軍更に麾下の兵を前、中、後の三軍に分ち總軍合えて三十萬五千餘人肥前名護屋に屯す

太閤記、天正記  
朝鮮征伐記

冬十二月秀吉上奏して關白を辭し秀次を以て之に任し内大臣に轉す 公卿補任、三藐院日記、多聞院日記、而し  
太閤記、天正記、豐鏡、聚樂物語

て軍國の事秀吉躬ら之を統べ稱して太閤と云ふ 御湯殿上日記、京都文書、  
山科言經記、太閤記、豐鏡、秀次を聚樂第に留め堀尾吉晴、池

田輝政、山内一豊、田中吉政、中村一氏等をして兵三萬四千餘を以て京都及び大坂を警衛せよ是時

海内多く黄金を産す而して外國の貢獻亦多し國富み財豊に途に一人の乞食無きに至る 太田牛一雜記、且  
長澤聞書

つ金賤く銀貴く銀四百二十目を以て黄金一枚に換るに至る、されば新に金貨を鑄て花模様を銘す重

三分より六分に至り花降金と稱す金銀圖錄後醍醐帝以後本邦久しく鑄貨の事なく宋明の錢を以て通  
 用せざること年あり是に至り令を下し上京下京の地租を蠲き税を軽くす庶民歡で曰願くは殿下三國を  
 合之と爲之千秋萬歲天の慶福を保たんと京都書、立入宗繼記されば後世史家或ハ豊公外征の當時庶民新に  
 兵戈を免れ海内安を希ふ際外征の令下り海内騷然、謗怨途に滿つ朝廷も亦其狂暴に駭くと雖も威を  
 憚りて制する能はざりしなど云ふは蓋之後世虚構の事なるべし

五、名護屋築城

秀吉は一面には征外の準備を爲し而して他の一面には内國を平げ又他の一面には征外の本營を定め  
 んど欲す然るに肥前名護屋は古昔遣唐使發船の處太閤記秀吉此地を以て之に充てんとし小西行長寺  
 澤正成をして其地形を相せしめしに回り報して曰く此地山を脊にし海に面し形勢雄濶數十萬の大軍  
 を置くも差支なしと城戸豐前覺書太閤記には此地は當時波多信時の封地に屬すと而して藩翰譜にハ寺澤正  
 成の封地に係るとあり是に於て加藤小西黒田毛利諸子先づ棟梁と爲り九州の人夫を聚め巨材を採  
 り大石を運び形勢に由り一大城を築き石を累て壁と爲之鐵を伸べて門と爲し殿甍高く雲霄を摩す俯  
 して明韓の海路を眼下に見下之以て後世征討異域の偉績を示す韓陣文書、征韓錄乃ち西海諸國に課し大に名  
 護屋に築く太閤記、豐鏡、集古文事、日南記加藤清正其基址を畫し清正記、征韓勳錄黒山長政其工事を督す黒田文書、黒田長政碑太閤記に由  
 るに

(本丸、西隅矢藏及二丸北矢藏)

(二丸南門及櫓形)

(三階鐘樓)

大和中納言

龍野侍從

羽柴五郎左衛門尉

(長矢藏)

溝口 伯耆守

(殿守下冠木門)

太田 和泉守

(三階矢藏)

伊藤 長門守

(大手東矢藏)

長東 大藏大輔

(西二階矢藏)

淺野 彈正少弼

(大手矢藏)

嶋 伊平太

(三丸冠木門及大手東門)

羽柴 右近

(西門及西北隅矢藏)

羽柴 加賀宰相

(西矢藏)

羽柴 河内守

(山里上室)

志津 志摩守

其他書院、奥室茶寮、疊場、より園亭卉木障壁貼畫に至るまで諸將之を分擔して殘す所なま

更に諸國に命し道路を開き舟梁を修め山城八幡離、長橋及び箱崎八幡前潮喫所(長百間)多々羅川(長

五十間)の二橋を架す惺齋文集、城戸雲前覺書而えて大坂より名護屋に至る間は一里毎に駛卒二人を置き以て急信

に便に太閤記又舟次馬次の制を定む武藏多摩郡文書是に於て朝鮮地圖を製し五色を以て八道を分割し以て職

別し易らしむ今藤堂氏所藏の地圖に由るに

慶尚道——白 全羅——赤 忠清、京畿——青

江原、平安——黃 咸鏡——黑 黃 海——青黃

朝鮮地名考には

慶尚——紅 全羅——赤 忠清——淺葱 京畿——黃  
 江原——青 黃海——白 平安——黑 咸鏡——紺

其他種々あり一定せず總稱して某色の國と云ふ即ち文祿元年二月小西行長宗義智等をして兵を率て先づ發せしむ加藤文書、黒田文書、宗氏家記、

清正記に清正行長先鋒たり秀吉清正に賜ふに一大旗南無妙法蓮華經と書するを以てす曰く是れ余か中國征伐の時用る所先右府の授る所る汝之を擁し名を海外に顯せと行長に賜ふに廐馬一匹を以て之曰く汝此れに乘し醜虜を馳突せよと清正出て、行長に謂て曰く予ハ此旗を以て徽號とせん子將に何物を用んとするかと行長曰く吾れ本と藥商應に紙囊に朱丸を畫くべきのみ二人是より隙ありと然れども兩人の隙あるハ後日軍議合はざるの日に在り行長は二月既に海路先導の爲に義智と發し三月十二日着韓清正は三月四日に名護屋灣を發し黒田長政は其翌日發船せり而えて三月十七日に着韓すされは兩先鋒、先を爭ひ壹岐より行長風を冒きて獨り進み清正も怒て繼ぎ發したりな必太閤記等に見ゆるは非ならん、

斯て三月には徳川家康、前田利家、上杉景勝、伊達政宗、佐竹義宣等相踵で京師を發して西に下る山科言鹿苑日録平塚瀧俊書翰、創業記、 經記、

六、名護屋出陣

三月廿六日早天秀吉入朝吉田兼見記、奏えて曰臣秀吉微臣より起り位、人臣を極む天恩優渥、復た求むる所なし憾むらくば高麗唐土未だ我朝に服せず故に今師を出去之を征討し皇威を絶域の外に輝さんと欲す禁闕の守衛、海内の政務に至ては關白秀次の在る有り臣に代て統理せん必ず叡慮を勞する勿れと

征韓錄 天皇歌を詠し扇に書して之を賜ふ續覆醫集 既に退き已時軍を發す上、上皇と南門の假閣に御して

觀る三藐院日記、勸修寺光豐記、吉田兼見記、立入宗繼記、鹿苑日錄、假閣は立入宗繼奉行となり棧敷を四脚門唐門の間に設け主上、上皇の玉

座を設けたるなり秀吉錦の戰袍を衣大刀を佩き彤弓を左にし金甲の馬に乘じ鹿苑日錄 麾下將士三萬

餘人 立入宗繼記 皆戰袍を被り甲冑を撰き金裝刀三十、金裝楯五十、副馬七十四、金甲を被り金襴を覆ひ

大旗六十六、桐花を畫き金旒を著く以て海内六十六州統一の意を示す、秀吉天皇の閣下に至り馬を下

り歩きて進み階を上り拜謁す智仁親王上の側に侍し忻ひ待つ秀吉事を奏する數刻聲閣外に達す、衆

皆頭を擧て仰き見る、上命して酒饌を賜ふ宮嬪銚子を執る三獻して禮畢り拜辭して降る又歩して上

皇の處に至り階を上り拜謁し三獻を賜はる始の如し禮畢り拜辭きて出づ闕を出て直に躍て馬に跨り

三藐院記、光豐記、宗繼記、鹿苑日錄、公卿百官送る者相謂て曰く三韓唐土幕下に歸する日を期して待つべしと關白秀次送て

向明神社前に至る秀吉轡を按じ接語し金瓢馬標を執り之を授て去る鹿苑日錄 御香神社に詣り寶刀一口

を納む蓋し社は神功皇后を祭るの處なり室町殿日記、武家閑談、是時或人漢文を用る者を率て従ふべしと云ひしに

秀吉晒て曰く余將に彼國を去て我國の文字を用ひしめんとす何ぞ外國の文字を假らんやと豐臣秀吉譜、室町殿日記

嚴嶋文書に僧慧瓊朝鮮童兒を雇ひ使令と爲し教るに(イロハ)を以てす頗る其意に通すと蓋し彼國人

に教へんと欲するなり

廿六日伏見を過ぎ攝津茨木驛に宿す豐臣秀吉譜、豐鏡、沿道の館驛に令去此行朝夕饌は五種に踰る勿れ金銀器を

用る勿れと什語小早川、四日秀吉廣嶋に抵り嚴嶋祠に謁し海濱を遊覽す毛利家記、小早川什書、山科言繼記、豐鏡、世に太閤此時戰捷

を祈り錢一百を授去此行勝れば面者必多かれと云ひ錢皆面す實は兩錢を糊合せしなりとのことは好事家宗の狄青の説を取て捏造したるなるべし斯て壇浦に至り壽永の故事を追懷し僧承兌、靈三、永

哲、玄蘇等に安徳帝の廟に謁し一詩を賦して之を納めしむ遂に小倉に渡り船舶足らざるを慮り更に紀伊の警固船を發し藤堂高虎をして監督せしむ又備前の警固船を發し九鬼嘉隆、脇坂安治、加藤嘉明等をして監督せしむ而して毛利氏の日本丸、九鬼氏の大足達、長曾我部氏の大隈丸最も大なり薩藩雜記 鍋島文書

室町殿 四月廿三日 秀吉箱崎に至れば朝鮮の捷書至る乃ち黒田季高をえて諸將を戒めて曰余固より朝鮮の是の如きを知る故に先つ小兵を遣はし啓行せしむるのみ敢て風濤を冒之競進して功を争ふ勿れ

堅く約束を守り法度を正ふし住民を撫綏すべし木村文書 鍋島文書 廿五日深江を経て名古屋に達す小早川什書、黒田文書、木村文書 豊

後書翰、諸將此に屯する者戎裝を出て迎ふ木村文書、南禪寺舊記 是より先き秀吉博多に至るや明韓人最も髯あるを貴ぶと聞き自己の髯なく勇武を示す勿きを恐れ小早川氏の臣手嶋市助を召し工人に命し急に假髯

を作らしめんとて來りて頰形を測らしむ工人敢てせず暗に摸えて作る大に意に合ふ是に於て假髯を著けて武邊雜談 大刀を佩ひ金甲馬に跨り歎語して行營に入る是時行營已に成り高閣ハ第一より第三に

至り四方門關を設け塔樓十余、左右に羅列す最高樓に一大鐘を懸く殿堂奥室茶寮園庭皆備太閤記、黒田文書 海内の將士役卒來集する者數十萬山巔水崖悉く陣營たり軍糧芻秣積で丘山の如し大小船艦及び大

坂堺等の商船貨物を載せて海濱に出入す會々海鳥あり船檣に築り鳴く其聲勝、勝と云ふに似たり或曰く吉兆なりと因て之を名けて勝鳥と云ふ摺浦通 是より秀吉は日夜征外諸士を指揮し常に陣營を巡

視す一夜陣場小屋を見巡りしに朧月夜と額打たる小屋あり暫く一覽して誰が小屋なるぞと問ひしに野間藤六罷り出づ太閤氣色宜しく「如何に藤六敷物ハなし」と云て疊に白米を副へて送與せしと蓋し

古歌に「朧月夜にまぐものハなし」との意に由る備前老人物語

七、太閤征韓の真相

吾人は今朝鮮に於る作戦計畫及び實地戰爭の模様を詳述するの暇を有せず然れども太閤征外の真相は往々世に誤らるゝもの有るを以て一言此に辨せざる可らず Kaempfer の日本史には曰く

初め日本諸侯互に併呑を圖る而して干戈已む時なし帝其子を以て將軍と爲し之を鎮定せんと欲す而も四百余年功を成す能はず關白秀吉起て僅に十年悉く海内を一統し管に兵を善くするのこならず心を操る謹慎遂に統一の功を爲す猶諸侯銳鋒の漏らす無きを恐れ高麗を征して諸侯を外に疲らし内以て平定の功を全ふせり誠に群倫に首出すと云べしと

而して日本西教史(ジャン、グロセ著)には

關白秀吉高麗支那を取り遂に歐羅巴諸國に及ばんとす其希圖する所、國を併せ財を掠むるに非ず畢竟萬國を脚下に踏まんとするに在りて一は其武略を肆にし一は基督教徒を戰陣に用ひ干戈に死せまひるに在り日本從來英傑多しと雖も非常の勳を立て神佛の上に位せんとするものは太閤秀吉の外未だ之れ有らず

と二書共に太閤の雄圖を記するは可なり然れども諸侯を外に疲らすと云ひ基督教徒を死に致すと云ふは臆測揣摩の説に過ぎず何となれば是後五月十八日秀吉諸軍京城を陥ると聞き書を關白秀次に寄せたる略に曰

朝鮮の都城も既に陥り國王も出走せり余れ明年春當に麾下の兵二三萬を率て自ら往て征し遂に西の方明に入り悉く四百餘州を平げ文祿三年には鳳輦を彼地に徙し奉り道路の護衛警蹕の制凡て行幸の儀を用ひ一旦徙し奉れば都外十州を供御料に充て諸公卿及び先鋒將士には各舊祿の十倍を賜ひ機を見て更に西に向ひ印度天竺を取り、卿を明國の關白とし都外百州の地を與へ而して皇朝の



寶位は八條の宮を以て之に充つべし而して大和中納言(羽柴秀保)若くは備前宰相(宇喜多秀家)を以て其關白とし丹波中納言(秀次)を九州に置いて中外の都息を通じ朝鮮八道に至ては岐阜宰相(羽柴秀勝)若くは備前宰相をして之を統轄せしむべきのみ古簡雜纂、集古文書、武家古文書、

嗚呼是れ以て秀吉征外の眞相を見るべきなり八條の宮とは皇弟智仁親王なり皇胤紹運錄嘗て京師火を失

ふ諸卿家屋多く燒く宮中の男女狼狽出ん所を知らず親王衣冠を正ふ之劍を佩て徐に清涼殿に上り大聲に呼で曰く災若し内裏に及ばば吾れ當に玉体を守護して他の所に移すべし誰か之を奏上するものと宮人即ち靜り返る人皆其偉度に服せりと備前老人物語、老人雜話是に於て秀吉之を奉して日本の主とせんと欲せしなり即ち更に奏えて曰

朝鮮王城已に陥る明に至る沿道差支無からん臣秀吉將に明後年を以て鳳輦を守護し奉り大陸の都に遷幸せんとすと

天皇固より興學の志あり宮中聯句百韻會に由り親く五山の僧侶漢文を善くする者二十人を擇み豫め扈衛に備へ文案起草の事を主らしめ玉ふ鹿苑日錄尋て諸公卿を玉座の前に召ま右大臣菊亭晴季をして各學術を勉勵すべきを諭さしめ玉ふ西洞院時慶記是に由ても天皇は秀吉の雄圖を賛し遂に宇内の君王たらんとの御氣概あらせ玉ひしを見るべきなり